

保医発第0831002号

平成19年8月31日

地方社会保険事務局長 殿

都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿

都道府県老人医療主管部(局)

老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成19年9月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006の(10)ア中「DIC」の次に「
静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症」を加える。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D014中(20)を(21)とし、(15)から(19)
までを(16)から(20)までとし、(14)の次に次のように加える。
(15) 血清中抗BP180NC16a抗体
ア 血清中抗BP180NC16a抗体は、区分「D014」自己抗体検
査の「18」の血清中抗デスモグレイン3抗体に準じて算定できる。

イ 血清中抗BP180NC16a抗体は、ELISA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。

- 3 別添1第2章第3部第1節第1款D023の(4)イに次のように加える。
なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第2章第3部中

現 行		改 正 後
D006 出血・凝固検査 (1)～(9) (略)	D006 出血・凝固検査 (1)～(9) (略)	
(10) フィブリンモノマー複合体定量精密測定 ア 「22」のフィブリンモノマー複合体定量精密測定は、 DICの診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。	(10) フィブリンモノマー複合体定量精密測定 ア 「22」のフィブリンモノマー複合体定量精密測定は、 DIC、静脈血栓症又は肺動脈血栓症の診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。	
イ (略)	イ (略)	
D014 自己抗体検査 (1)～(14) (略)	D014 自己抗体検査 (1)～(14) (略)	
(15) 血清中抗BPI80NC16a抗体	(15) 血清中抗BPI80NC16a抗体	
ア 血清中抗BPI80NC16a抗体は、区分「D014」自己抗体検査の「18」の血清中抗デスモグレイン3抗体に準じて算定できる。	ア 血清中抗BPI80NC16a抗体は、区分「D014」自己抗体検査の「18」の血清中抗デスモグレイン3抗体に準じて算定できる。	
イ 血清中抗BPI80NC16a抗体は、ELISA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。	イ 血清中抗BPI80NC16a抗体は、ELISA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。	
(15)～(20) (略)	(16)～(21) (略)	
D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(3) (略)	D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(3) (略)	
(4) 淋菌核酸増幅同定精密検査 ア (略)	(4) 淋菌核酸増幅同定精密検査 ア (略)	
イ 淋菌核酸増幅同定精密検査は、LCR法による増幅と	イ 淋菌核酸増幅同定精密検査は、LCR法による増幅と	

E I A法による検出を組み合わせた方法、P C R法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はS D A法による。淋菌核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。

E I A法による検出を組み合わせた方法、P C R法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はS D A法による。淋菌核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、S D A法においては咽頭からの検体も算定できる。